# 学校の地震防災対策マニュアル作成の手引き

平成 30年 12月

香川県教育委員会

#### 「学校の地震防災対策マニュアル作成の手引き」にあたって

このたび、各学校(園)における防災対策がより一層充実し、実効性のあるものとなるよう、平成23年7月に作成・配付しました「学校の地震防災対策マニュアル(例)改訂(暫定版)」を、平成30年1月に政府の地震調査委員会が、南海トラフ地震の発生確率を今後30年間で70~80%に引き上げられたことなどから「学校の地震防災対策マニュアル作成の手引き」として作成いたしました。

このマニュアル作成の手引きは、主には学校(園)において、地震や津波等の発生時に教職員が担うべき役割とその対応方法を具体的に定める「学校危機管理マニュアル(危険等発生時対処要領)」の作成・充実の参考にしていただくための指針ですが、これまでに経験したことのない自然災害が多発する今日、今後の国や県の災害対応状況によって内容の見直しが必要になっていくものと考えています。

ここで、各学校(園)においてご留意とご検討をお願いしたいことは、このマニュアル作成の手引きはあくまで参考であり、各学校(園)の防災対策は、学校(園)の地理的な条件や児童生徒の状態等により、一つとして同じものはないであろうということです。このマニュアル作成の手引きは、作成の方法を示すものであり、平成23年7月作成の「学校の地震防災対策マニュアル(例)改訂(暫定版)」を見直すにあたり必要となる内容を示したものです。ぜひ学校(園)ごとに実情に応じた危機管理マニュアルを作成されるとともに、日々の訓練を重ね見直し改善を図ることで、より実効性の高いものにしていただきたいと考えています。

また、学校(園)における防災対策は、障害のある児童生徒等への具体的な対応を中心に据えて検討をいただくことが大切であり、さらに学校危機管理マニュアル等により定められる各教職員の役割分担は、本有事の際には、いつなんどき変わらざるを得ない状態に陥るかも知れませんので、ぜひ教職員の皆様におかれましては、自身の役割分担だけでなく、学校(園)全体の防災対策を普段から理解されておくことが必要であると考えています。

今後の取り組みについてよろしくお願いいたします。

平成30年12月13日

香川県教育委員会事務局 保健体育課長

# 目 次【地震編】

◆学校の地震防災対策マニュアル作成の手引きの目的 ····· 1
◆地震が発生した時の対応
教職員の動員体制と学校災害対策本部の業務内容 ・ ・・・・・・・・・ 2
(1) 教職員の動員体制《配備基準》 ・・・・・・・・・・・・・・ 2
学校災害対策本部の配備編成計画 ・・・・・・・・・・・・・・・ 4
学校災害対策本部の設置(例) ・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(2) 学校災害対策本部の業務内容 ・・・・・・・・・・・・・・・ 7
◆学校区のリスクを知る
(1) 平常時から学校区の被災リスクを知る ・・・・・・・・・・ 8
(2) 地震が発生した場合の情報収集 ・・・・・・・・・・・・・・ 9
◆地震が発生した場合の基本対応
インシデントが発生してからの時間対応(地震・ため池編) ・・・・・・・・12
(1) 在校時 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
(2) 登下校時 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
(3) 緊急引き渡しカード (例) ・・・・・・・・・・・・・・・・15
◆学校施設の安全点検項目の具体化
(1)環境安全点検表・建物自主点検表 ・・・・・・・・・・・・・・・・16
(2) 備品管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
◆平常時からの備え
(1)避難場所の選定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
(2)避難経路の具体化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
(3)避難場所の安全確認項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
(4) アクションカードの作成 ・・・・・・・・・・・・・・2 1
◆参考資料一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 2

# 目 次【津波編】

◆津波による被害が予測される地域に所在する学校(園)の対応(例)

1 地源	<b>憂が発生し津波による被害が予想される場合の基本対応(例)</b>
(1)	在校時 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
(2)	在校時以外 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
2 学村	交活動時間外に津波に関する情報が発せられた場合の対応(例)
(1)	避難所に指定されている学校の対応 ・・・・・・・・・・・・・・28
(2)	教職員の対応行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
3 津流	皮に対する避難訓練の実施(例) ・・・・・・・・・・・・・・・29
<u> </u>	· · (津波の基礎知識)
▼参与	(洋次の)参収和訳)
(1)	津波に関する心得 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
(2)	津波警報・注意報の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3)	津波に関する情報が発せられた場合及び強い地震
	及び長い揺れを感じた場合の一般的対応 ・・・・・・・・・・・・・30
(4)	津波の伝わる速さ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
(5)	津波波高と被害程度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 1
(6)	津波による河川遡上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
◆参考	·資料 ···································

# 【地震編】

### ◆学校の地震防災対策マニュアル作成の手引きの目的

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」では、広範囲において地震・津波による甚大な被害が発生し、多くの尊い生命が失われました。

香川県教育委員会では、これまでも、平成20年3月に「防災の手引」、平成23年7月にこれを改訂し「学校の地震防災対策マニュアル(例)」を作成・配付し、各学校(園)における防災体制や防災教育の推進に取組んでまいりました。今般、南海トラフ地震の発生確率が今後30年間で70~80%に引き上げられたことから、「学校の地震防災対策マニュアル(例)」の内容をより実効性あるものとするために見直すとともに、津波や避難所支援等の内容を新たに作成することにより、各学校(園)における危機管理マニュアルの充実など防災体制の一層の強化を図ろうとするものです。

各学校(園)におかれては、このマニュアル作成の手引きを参考に、有事の際の役割を十分に検討され、 教職員等によりその役割を明確にし、実効性のあるものとされたい。

#### 改訂の方針

- <u>教職員自らが考えて作り上げていくための</u>作成の手引きとする (平成23年7月改訂(暫定版)からの修正方法の内容とする)
- 地震防災対応マニュアルとしての<mark>完成版としては提示しない</mark> (各学校でハザードが異なり対応が異なるため)
- 出来るだけ簡潔な内容(冗長とならない:いつ、誰が、何をする)
- 〇 地域との連携を明確に織り込む
- <u>避難所運営は別途</u>とする(学校における避難所運営マニュアル作成の手引き:香川県・香川 県教育委員会 平成30年3月作成を参照)

#### 教職員が行うべき項目

(実行動に移せる具体的内容を明確にする)

- 各学校の被災特性をハザードマップ・防災マップから知る
- 大規模地震の場合は、教職員も被災者となることを前提に考える (参集不可能な場合もある)
- 組織体制の整備(権限と責任の明確化)
- ・アクションカードに整理し常時携帯する(記述内容の厳選)

#### ◆地震が発生した場合の対応

学校は、大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、学校の設置者 や保護者等と協議・連携して、大規模な地震が発生した場合の災害対策に係る計画を策定 するとともに、基本対応についてのマニュアルを作成する。

#### 【計画作成上の留意点】

- ★児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の対応すべき項目ごとに作成する。
- ★対策本部の班ごとの教職員の役割分担を決めておくこと。
- ★学校施設の避難所指定の有無等を考慮する。
- ★帰宅及び保護者への引き渡し等の具体的な措置については、児童生徒等の発達段 階、通学方法・時間・距離・経路、家庭環境等を十分考慮する。

#### 教職員の動員体制と学校災害対策本部の業務内容

#### (1) 教職員の動員体制(配置基準: 香川県地域防災計画地震対策編)

#### 〇第一次配備

O另 次品牌						
配備基準	・県内で震度4の地震が発生したとき · 緊急地震速報が発表されたとき ・ 香川県に津波注意報が発表されたとき					
総括	(校長等)		教耶	裁員		
在校時・登下校町	<b>在</b>	宅 時	在校時・登下校時	在 宅 時		
直ちに配備につく		所属校に赴 備につく。	あらかじめ定められた者は、直ちに配備につく。他の者は 業務の補助を行う。	あらかじめ定められた者は、直ちに所属校に赴いて配備につく。他の者は、できる限り所属校に赴き、業務の補助を行う。		

#### 香川県地域防災計画地震対策編の配置基準

着目点:他基準との整合性を図る。

(1) 配備基準

職員の配備基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

#### 【地震の場合】

区分	配備基準	配 備 所 属
第1次配備	・ 県内で震度 4 の地震が発生したとき	① 危機管理課の全職員 ② 政策課、総務学事課、財産経営課、環境政策課、健康福祉総務課、産業政策課、交流推進課、農政課、土木監理課、技術企画課、出納局、病院局、教育委員会事務局の指定職員③ 地域活力推進課、自治振興課、水資源対策課、情報政策課、文化振興課、瀬戸内国際芸術祭推進課、総務事務集中課、広聴広報課、みどり整備課、薬務感染症対策課、企業立地推進課、経営支援課、労働政策課、過光振興課、交通政策課、県産品振興課、土地改良課、水産課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、住宅課の指定職員④ 小豆総合事務所、県立ミュージアム、東山魁夷せとうち美術館、漆芸研究所、文書館、消防学校、森林センター、林業事務所(2)、保健福祉事務所(3)、斯道学園、障害福祉相談所、川部みどり園、産業技術センター、発酵食品研究所、高等技術学校(高松校舎・丸亀校舎)、栗林公園観光事務所、土地改良事務所(3)、水産試験場、土木事務所(4)、高松港管理事務所、県立病院(3)、県立学校等の指定職員
	・ 香川県に津波注意報が発 表されたとき	上記①②③の者及び次の出先機関の指定職員 ・ 津波に係る応急対策を行う出先機関

地震が発生した場合の対応(学校の地震防災対応マニュアル(例)P1) 教職員の参集基準: 香川県地域防災計画地震対策編 P111~113

香川県地域防災計画地震対策編 P111

第1次配備・県内で震度4の地震が発生したとき<u>県立学校等の指定職員</u> 香川県に津波注意報が発表されたときは対象外となっている!

香川県地域防災計画地震対策編 P112

3. 市町の活動体制

各市町で独自に策定している場合は それに準じる確認を行う。

(2) 災害対策本部

市町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、市町長が必要と認めた場合は、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、県に準じてあらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部を設置し、災害応急対策を行う。

香川県地域防災計画地震対策編 P111

第2次配備 災害対策本部

- ・ 県内で震度 5 弱又は 5 強 の地震が発生したとき
- ・ 香川県に津波警報が発表 されたとき

体制で対応

職員の 1/4

香川県地域防災計画地震対策編 P111

第3次配備 災害対策本部

- ・ 県内で震度 6 弱以上の地 震が発生したとき
- ・ 香川県に大津波警報が発 表されたとき

体制で対応

職員の全員

#### 〇第三次配備

配備基準	・県内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき ・香川県に大津波警報が発表されたとき				
総括	(校長等)	教	裁員		
在校時・登下校時	在宅時	在校時・登下校時	在宅時		
直ちに配備につく	。 直ちに所属校に赴 いて配備につく。	全教職員は、直ちに配備につく。	全教職員は、直ちに 所属校に赴いて配 備につく。		

\*教職員が所属校に参集できない場合に備え、学校設置者等と協議し、配備体制の確立 を図るなど、実効性のある計画となるよう配慮する。(所属校が津波による浸水が予 想される場合は、津波警報等津波に関する情報に十分注意すること。)

また、校長が不在の場合などに誰が指示を行うか明確にし、危機管理マニュアル等に明記すること。

(学校の地震防災対応マニュアル(例)P2)

第三次配備表の下段

着目点:具体的な行動を記す調査 の実施、氏名を記入する。

\* 教職員が所属校に参集できない・・・ ·

実参集教職員の調査実施:通勤距離・通勤手段・通勤時間、居住している家屋の耐震性(1981 年 6 月以降建築確認の建物か?)、家族状況(要配慮者や小さな子供のいる家庭などから、参集が出来ない教職員、もしくはすぐに帰宅しなければならない教職員を把握しておく

(所属校が津波による浸水が予想される・・・)

どの教職員が情報を入手するか、氏名を明記する。

校長が不在の場合などに誰が指示を行う・・・

#### 学校災害対策本部の配備編成計画

着目点:代理権者の指名

配備編成計画表の作成の提案

#### 学校災害対策本部 配備編成計画

学 校 名	0000 学校	
本部長名 (職)	○○ ○○ (校 長)	
・職務代行順位	1 ○○ ○○ (副校長・教頭)	第3位までの代理権者の氏名
・代行者名	2	
• (職)	3	を明記する。

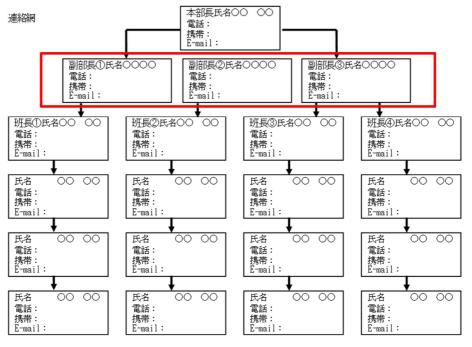
	配備体制		
第 1 非 常 体 制 ・県内で震度4の地震が発生したとき ・香川県に津敗主意報が発表されたとき	第 2 非 常 体 制 ・県内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき ・香川県(ご津波警報が発表されたとき	第 3 非 常 体 制 ・県内で震度6弱以上の地震が発生したとき ・香川県に大津波警報が発表されたとき	
職務代行順位・氏名(職)	職務代行順位・氏名(職)	職務代行順位・氏名(職)	
1 ○○ ○○ (教諭) 2 ○○ ○○ (教諭) ·	<ul><li>第1非常態勢に加えて,</li><li>1 ○○ ○○ (教諭)</li><li>2 ○○ ○○ (教諭)</li><li>.</li><li>.</li><li>.</li><li>.</li><li>.</li></ul>	全職員	

着目点:連携体制

連絡網の作成

⑤ (表 6) 教職員の緊急時連絡体制 (例) 休日・夜間の連絡及び安否確認の方法について書き出す。

方 ・電話による連絡・安否確認 ・携帯メールによる連絡・安否確認 ・電子メールによる一斉連絡・安否確認 ・香川防災情報メール



#### 代理権者の氏名と参集可能な教職員の 氏名と人数を確認する。

#### 教職員へのアンケート実施条件(参集もしくは居残り)

- ①家庭の事情(小さな子供、要配慮者がいる)
- ②自宅の耐震状況、通勤路の土砂災害や津波浸水



#### 災害対応出来る教職員の実数把握

#### 電話連絡

- ・本部長の代理は、副本部長①。その代理は副本部長②、副本部長③として連絡業務を行う。
- ・連絡が取れない場合は、次の人に連絡をして、各班長に連絡の取れない人物を報告する。
- ・最後の人は、各班長に連絡が来たことを報告する。各班長は副部長に、副部長は本部長に連絡する。
- ・自分が通信手段を失った場合は、自ら本部長へ連絡する。(災害伝言が、イヤル、避難先から電話かメールなど) メール連絡
- ・配信は本部長より副部長①②・班長へ一斉配信。班長は班員へ転送。(代替は副部長①、副部長②の順)
- ・返信は各班長でとりまとめした後、本部長、副部長①②へ結果報告メールする。

#### <学校より距離別職員一覧表>

近距離 (0~4Km) 圏		中距離(	4~10Km) 圏	長距離(10K	m以上)圏
氏名〇〇〇〇		氏名〇〇〇〇		氏名〇〇〇〇	参集不可
氏名〇〇〇〇		氏名〇〇〇〇		氏名〇〇〇〇	
氏名〇〇〇〇		氏名〇〇〇〇	参集不可	氏名〇〇〇〇	
氏名〇〇〇〇	参集不可	氏名〇〇〇〇		氏名〇〇〇〇	参集不可
氏名〇〇〇〇		氏名〇〇〇〇	参集不可	氏名〇〇〇〇	参集不可

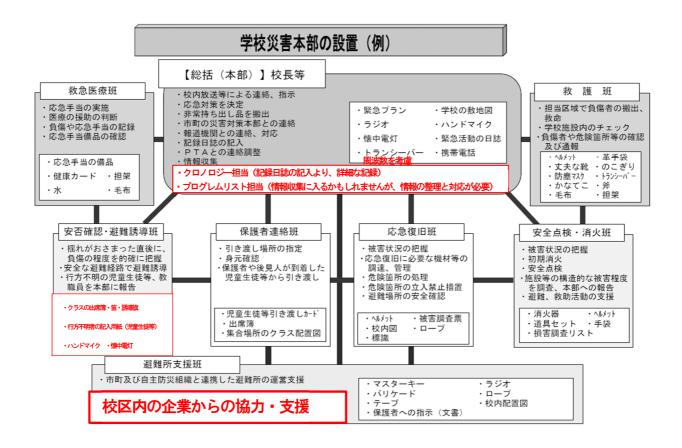
\*例えば20km以上の場合、迅速な対応と教員の事故防止のため、近くの学校に振り分ける(当該教員と学校で事前に調整し確認をしておく)等、各学校で柔軟に対応する。

#### 学校災害対策本部の設置(例)

#### 着目点

全ての班が同時進行ではないため時系列に整理し、担当教員を効率的に配置する。

学校災害対策本部は児童生徒等が安全に 避難した後に設置。「学校の地震防災対 応マニュアル」5頁に記載。



- \*小規模校の場合など教職員数が少ない場合、「救急医療班」と「救護班」を、「安否確認・避難誘導 班」と「保護者連絡班」を、「応急復旧班」と「安全点検・消火班」をそれぞれ統合するなど柔軟な 対応を考える。
- \*避難所支援班については、学校における避難所運営マニュアル(香川県・香川県教育委員会作成の 手引き平成30年3月作成)を参照する。

#### 学校災害対策本部の業務内容

#### 着目点:業務内容の整理(重要業務の洗い出しと優先順位を決める)と何人で対応するのか?

市町の災害対策本部設置時に、学校災害対策本部(以下「本部」という)を設置するものとし、その組織形態及び業務については、概ね次のとおりとする。

#### 総括(本部):校長等

- ・校内放送等による連絡や指示
- ・応急対策の決定
- ・ 各班との連絡調整
- ・学校の設置者、市町、PTA等との連絡調整、報告
- ・報道機関等との連絡、対応
- 情報収集
- ・非常持出し品の搬出
- ・記録日誌の記入

# 全てが必要か?重要業務・優先順位



必要とする教職員数

は足りるのか?

#### 安否確認·避難誘導班

- ・揺れがおさまった直後に負傷の程度を的確に把握し本部に報告
- 安全な避難経路を使っての避難誘導
- ・行方不明の児童生徒等、教職員を本部に報告
- ・安全な避難経路を使っての避難誘導

#### 重複

#### ·

#### 安全点検・消火班

- 被害状況の把握
- 初期消火、安全点検
- ・施設等の構造的な被害程度の調査及び本部への報告
- ・避難、救助活動の支援

#### 救急医療班

- 応急手当の実施
- 応急手当備品の確認
- 負傷や応急手当の記録
- ・負傷者等の医療機関への送致・連絡

#### 救 護 班

- 負傷者の救出、救命
- → 負傷者や危険箇所等の通報重複
  - 負傷者や危険箇所等の確認及び通報

#### 保護者連絡班

あらかじめ決め ておき、保護者 に周知しておく

- ・引き渡し場所の指定 -
- ・児童生徒等の引き渡し作業 (保護者や後見人が到着後すぐに)
- 身元確認

#### 応急復旧班

- ・被害状況の把握
- 応急復旧に必要な機材の調達、管理
- ・危険箇所の処理及び立入禁止措置
- 避難場所の安全確認

#### 避難所支援班

・市町及び関係する自主防災組織等と連携して、避難所の運営支援

#### ◆学校区のリスクを知る

(1) 平常時から学校区の被災リスクを知る

#### 着 目 点 平常時から学校区の被災リスクを知る。

<平常時から行っておくこと>

1. 学校の概況や立地条件を確認し、学校の被災リスクについて書き出す。

学校名						
₹	所在地					
Tel			Fax			
校長名						
児童生徒数			職員数			
③標高	鉄筋コンクリート	<b>き ・ 鉄骨造</b> <sup>←</sup> ・土砂崩れ・(	階建 ②i	耐震化	できている	・できていない
③標高	鉄筋コンクリートi 	造 ・ 鉄骨造 <sup>(元</sup> ・土砂崩れ・(		耐震化	できている	・できていない
①震度はどの程 ③土砂災害の発		②津)	支浸水深:			

どのようなハザードが想定されているか、市町が発行 している防災マップ・ハザードマップで確認する。

2. 校区内のハザードマップを作成し校外へ避難する場合の避難場所及び避難経路を記入。



出典:高松市防災マップ

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/shobo/bosai\_map/takamatsu\_map/map/index.html

#### (2) 地震が発生した場合の情報収集

#### 着 目 点 具体的な情報入手方法(1)

#### 地震が発生した場合の情報収集(一般的なもの)

機器・方法。	設置場所・情報集の方法。	担当者。
J −alert₀	放送室に設置、受信と同時に放送が各教室に自動に流れ	なし。
	. ₽	
ラジオ。	職員室に設置,地震を感じたら教頭がラジオをつける。	教 頭。
テレビ。	И ₽	教 頭。
インターネット₽	職員室に設置,常時起動,随時チェックを行う。♪	教職員₽
携帯電話	▷ 各教職員で受信する。♪	教職員₽
ø	e.	ę.

#### 作業を一人の担当者に集中させない。

#### 着 目 点 具体的な情報入手方法(2)

#### 防災関連情報の入手に便利な Web サイトおよびツール

(1) かがわ防災 Web ポータル

http://www.bousai-kagawa.jp/

防災に関する様々な情報を提供。土砂災害、通行規制、避難情報、避難所などの情報をタイムリーに提供

(2) かがわ防災 GIS

http://www.bousai-kagawa.jp/public\_map/bousai/index.html 災害に対する事前の備えや実際の避難に役立てることを目的として、香川県における防 災情報をインターネットを通じて電子地図上で皆様に分かりやすく公開・提供

(3) カシミール 3 D

http://www.kashmir3d.com/

国土地理院地図、各種空中写真、地盤標高、地形標観、写真撮影地点など 最も汎用性があるソフトで種々の地形情報の入手、表現法の加工が可能 とくに参考図書も多数出版されているので応用範囲が無限 京都のスマッパー地形はいたは5mg メッシュ 標度により立体的な地形である。

有料のスーパー地形セットは 5m メッシュ標高により立体的な地形画像が表現可能

(4) 国土地理院ホームページ

http://www.gsi.go.jp/

地図、空中写真の入手、閲覧や各種防災情報のアクセス窓口として 国土交通省ハザードマップポータルサイトより全国各地のハザードマップ、防災情報

(5) 国土調査(土地分類基本調査・水基本調査等)ホームページ

 $\underline{http://nrb\text{-}www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/inspect.html}$ 

5万分の1都道府県土地分類基本調査の成果として、表層地質図、土地分類図など、

- (6) スマートホンアプリ (アンドロイド版)
  - 1) 地盤マップ

各種地形図や空中写真の利用、地質図、土砂災害危険箇所、避難所、通学区、液状化、活断層、浸水想定区域、地震の発生確率、避難施設、公園、医療施設、バス停など

2) 野外調査地図

各種地形図や空中写真の利用、GPSを利用した自分の位置追跡の記録(トラッキング)

(7) 気象庁ホームページ

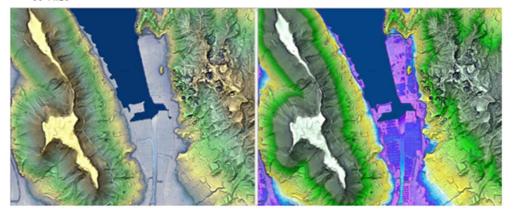
https://www.jma.go.jp/jma/index.html

参考として次頁に内容を示す。

#### 防災関連情報の入手に便利な Web サイトおよびツール

#### (1)カシミール3D http://www.kashmir3d.com/

国土地理院地図、各種空中写真、地盤標高、地形概観、写真撮影地点など、最も汎用性がある ソフトで種々の地形情報の入手、表現法の加工が可能。とくに参考図書も多数出版されているの で応用範囲が無限。有料のスーパー地形セットは 5m メッシュ標高により立体的な地形画像が表 現可能。



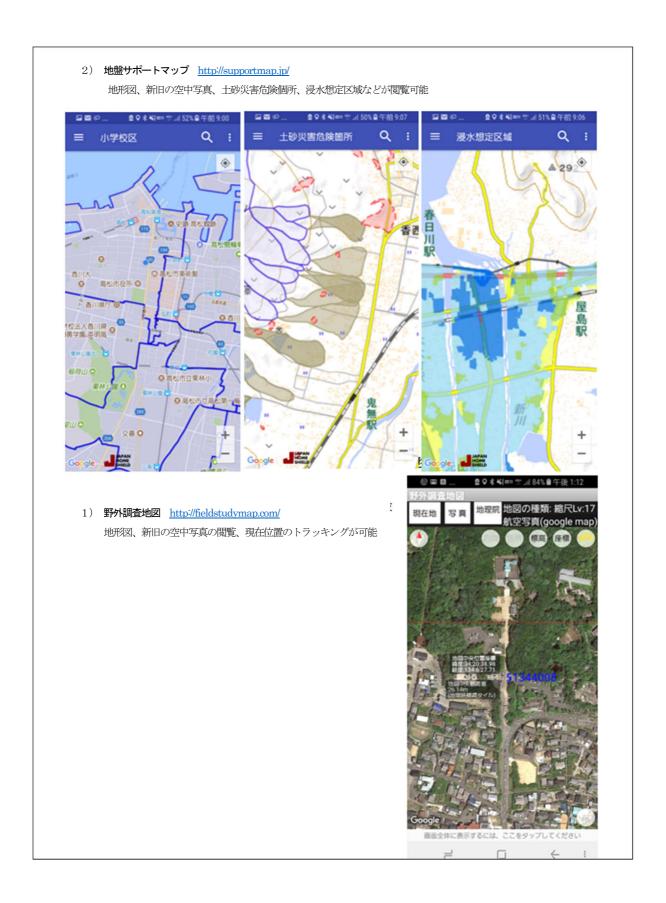
#### (2)国土地理院ホームページ http://www.gsi.go.jp/

地図、空中写真の閲覧、入手や各種防災情報のアクセス窓口として、国土交通省 ハザードマップボータルサイトより全国各地のハザードマップ等が入手可能



#### (3)国土調査ホームページ <a href="http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/inspect.html">http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/inspect.html</a>

5万分の1都道府県土地分類基本調査の成果として、表層地質図、土地分類図など、



#### ◆地震が発生した場合の基本対応

#### インシデントが発生してからの時間対応(地震・ため池編)

#### 地震・ため池決壊 編

ア 地震・ため池決壊発生時の基本対応及びその流れを作成。(児童生徒等が在校時)。

#### ため池決壊を想定した例。

#### 緊急地震速報

教職員・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員、児童生徒等に連絡する。

- ・教室等の出入り口の確保をする。
- ・大きな声で的確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」。
- **児童生終・頭部を保護する準備(ヘルメット、防災ずきん、座布団等)・机の下にもぐる。**

#### 地震発生(震度OOを想定)

・大きな声で的確な指示「頭部の保護, 机の下への避難, 机の脚を持つ, その場を動かない」 落ち着かせることばを掛ける。

- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。。
- ・大きな揺れがおさまったら、まずは安全を確保し、避難開始する。

#### 校内放送・ハンドマイク

STEP 1 児童生徒等の安全確保

「地震が発生しました。ため池決壊の恐れがあります。児童(生徒)の皆さんは先生の指示に従い、

指定緊急避難場所に避難しなさい。

#### 指定緊急避難場所もしくは指定の避難場所への避難路路の安全確認が大切。避難しない選択もある。

#### ため池決壊

#### STEP 2 避難

- ・ため池の決壊の恐れがある場合は、学校の実情に応じて、校舎の高層階 (3階以上) 敷地外の高台など指定緊急避難場所をあらかじめ決めておく。 ・山津波や地すべりが考えられる場合は、敷地外の安全な場所に避難する。 。
- ・大きな声で的確に指示する。「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」。
- ・教職員は落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。・担任は、児童生徒名簿等を携帯する。
- ・総括班は、ため池決壊に関する情報収集が出来るように携帯電話・トランシーバー・ラジオン等を持って避難する。
- ・地元住民等が避難してきたときは、一緒に避難誘導する。

#### STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

児童生徒等の安否確認をする。

・負傷者の確認と応急処置をする。

#### STEP 4 避難した後の学校の対応。

大津波警報・津波警報が解除になるまでは、避難場所で待機する。解除を確認してから、

ため池決壊により学校が使用できない場合、指定緊急避難場所へ移動する。

- ・緊急を要する児童生徒等の病院への搬送及び保護者への連絡。
- ・児童生徒等の不安に対する対処 ・警察、消防、医療機関への連絡。
- ・情報収集:地震の規模と二次災害の危険性等の情報把握等
- 教育委員会への連絡:児童生徒等及び教職員の安否及び学校内外の被害の状況等。
- ・外部(マスコミ)等及び保護者等への対応(対応窓口の一本化)。

学校が使用できる場合は、学校へ移動。

- ・上記に加え、校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置。
- ・学校が避難所となった場合、避難所運営支援

STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し

「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の定義は、災害対策基本 法第49条の4及び法第49条の7による。これ以外に学校が独自に 指定している避難場所の場合は「指定の避難場所」とする。

#### 指定して

保護者へ以下の3点を連絡(電話、電子メール、学校のホームページ、地域の有線放送等)。

- ①児童生徒等は全員無事, へ避難し待機中。
- ②警報が解除になるまで、児童生徒等は待機させる。
- ③解除後、下校させるので迎えにきて下さい。 (危険な場合は無理をしないこと)。

#### 着目点

インシデントが発生してからのコン タクトリスト(連携機関連絡先)

#### 地震が発生した場合、連絡が必要な機関について事前に整理しておく

連絡責	江有(	ii.		, ,	e .	
連	絡	先∞	電話。	FAX₀	E-mail.	備考
県教委(	000	○課。	٥	P	o	e
〇市町村	寸教育	委員会。	P	<sub>v</sub>	e e	٥
〇市町が	<b></b> 危機管:	理部。	P	v	e.	φ
△地区	自主防	災組織。	o.	P	٥	ø
口消防	<b>星</b> 。		٥	ø.	٥	٥
◇病院。	e.		P	P	o	ρ
▽警察署	<b>3</b> ₽		P	ø.	e.	e e
ρ			P	<sub>P</sub>	o.	e
e.			P	e	e e	- ti

地震が発生した場合、持ち出さなくてはならない重要書類と 保管場所について事前に整理しておく

担当者が不在の場合 もあることから複数 を明記する

(3)

(1)

品名。	保管場所。	担当者
関係機関連絡一覧表。	校長室。	校長・教頭。
児童生徒連絡用名簿。	職員室ロッカー。	教務課長・教頭。
ノートパソコン, 防災関係避難時搬出データ	職員室。	教務課長・教頭。
引き渡しカード。	職員室の教務ロッカー。	教頭·教務
ē.	φ	ę.

#### (1) 在校時

学校災害対策

本部設置

総括(校長等)・教職員

- ・役割分担に従って行動を開始する。
- ・避難所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。

着目点:作業の優先順位の明確化

被害状況

把 握

教職員

③の作業を行うには、①→②→③のプロセスが必要

(2)

- ・施設の被害状況を調査し、本部に報告する。
- ・安全確認、危険箇所の立入禁止措置等を行う。 (張り紙、ロープなど)

第一次避難場所が危険な場合は、あらかじめ決めていた第二次避難場所に児童生徒等を誘導する。

情報の 収集・伝達 総括(校長等)

- ・被害状況等の調査結果を学校の設置者に報告する。
- ・校区内の被災状況の確認に努める。(市町、自主防災組織と連携)

教職員

・保護者へ連絡をとる。(電話やメールが使用できないことも考えられるため、文書等で事前に取り決めておくことも検討しておく)

【例】「震度5以上の地震が発生し、電話・メールでの連絡ができない状況になった場合、児童生徒等は学校(園)に保護しているので、保護者の方は、道路等の安全を確認したのち迎えをお願いします。」など

児童生徒等の保護者への

引き渡し

状況に応じた

#### 着目点

- ・ 実効性のない理想の記述になっていないか?
- インシデント後の対応ではないものが含まれていないか?

状況に応じた 児童生徒等の 保護者への 引き渡し

- ・引き渡しカードにより、児童生徒等を保護者に引き渡す。
- ・保護者と連絡が取れない児童生徒等は、学校で待機させる。

#### 児童生徒等

・帰宅後は、学校の指示、地域・学校の取り決めに従って行動する。

地震の揺れにより薬品が転倒する等により火災 が発生しないように常日頃から備えておく。

火元の 確 認

#### 教職員

- ・薬品類は発火等の危険が生じる場合があるため、特に注意する。

応急救護

救出救助

教職員・児童生徒等 | 地震の揺れにより薬品が転倒する等により火災が発生しないように常日 頃から備えておく。また、付近に消火器(消火用具)を設置しておく。

養護教諭を中心に救護班を編成し救護に当たる。

・出火を確認したら直ちに初期消火にあたる。

- ・市町、医療機関等と連携して、重傷者の搬送等を行う。
- ・安否確認・避難誘導班、救急医療班、救護班が連絡を取り合いながら 行方不明者の安否確認を行う。
- ・市町、消防機関等と連携し、建物の倒壊等により生き埋めになった 児童生徒等の救出救助を行う。

地域自主 防災活動 への協力

#### 教職員・児童生徒等

- 教職員や中、高校生等は、可能な範囲で地域住民等の防災活動に協力する。
- ・市町、地域自主防災組織等と連携して、避難所運営支援に当たる。

防災行動を行うための生徒への教育・訓練を行っているか。 地域住民との連携ができる関係が構築できているか。

#### 着目点

- ・地震対応マニュアルと防災教育内容が混在していないか?
- 本マニュアルを誰が読むのかを考えて作成する。

(2) 登下校時

#### 教職員

- ・すでに登校(園)している児童生徒等に、落下物、転倒物、ガラスの飛散から 身を守るよう指示する。
- ・避難誘導については、在校時と同じ対応をとる。

**《揺れがおさまったら》**・火を消す。ガスの元栓を締める。電気器具のコンセントを抜く。

全

確

保

安

#### 児童生徒等

- ・近くの公園、空き地等安全な場所へ避難する。
- ★ブロック塀、自動販売機等から離れ、頭部を保護し安全な場所に身を伏せる。
- ★崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等から速やかに遠ざかる。
- ★津波の恐れのある場合は、高台や頑丈な建物の3階以上の階に避難する。 学校・自宅・指定避難場所等の中でできるだけ高い所へ避難する。
- ★山津波や地すべりが考えられる場合、安全な場所に避難する。
- ・学校へ避難した場合は、校庭等の安全な場所へ避難する。
- ・自宅に帰ったり指定避難場所に避難した場合は、できるだけ早く学校へ連絡する。

児童・生徒 への日頃か らの防災教 育の内容と して行われ ているか?

#### 緊急時引き渡しカード (例)

#### 【家庭保管用】

		緊急時引き渡しカート	:	(〇〇〇小学校)		
(児童名)				(きょうだい) 年 組		
年	糸	1		年 組		
番号		引き取り者氏名	連絡	先(電話,住所)	児童との関係	チェック欄
1	保護者		電話 携帯 住所			
2						
3						

\_\_\_\_\_\_

#### 【学校提出用】

		緊急時引き渡しカート	:	(〇〇〇小学校)		
(児童名)				(きょうだい) 年 組		
年	ŧ	£		年 組		
番号	引き取り者氏名			先(電話,住所)	児童との関係	チェック欄
1	保護者		電話 携帯 住所			
2						
3						

\*学校で保管しているカードと保護者が持参してきたカードの内容が照合し、保護者又は代理人であることを確認する。当日カードを持参していなかった場合は、本人であることが確認できたら引き渡す(免許書、児童に聞く等)。

参考: 学校防災マニュアル (地震・津波災害) 作成の手引き (文部科学省 2012)

#### 状況に応じた児童生徒等の保護者への引き渡し

・保護者へ連絡をとる。(電話 メールが使用できないことも考えられるため、文書等で事前に取りきめておくことも検討しておく)

#### 【例】

教職

「震度5以上の地震が発生し、電話・メールでの連絡ができない状況になった場合、 児童生徒等は学校(園)に保護しているので、保護者の方は津波の危険がなくなり道 路等の安全を確認したのち迎えをお願いします。」など

- ・学校(園)及び校区内の津波による浸水が予想されている場合は、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除になるまで避難場所での待機を継続する。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報が解除になれば、引き渡しカードにより、児童生徒 等を保護者に引き渡す。
- ・保護者と連絡が取れない児童生徒等は、学校で待機させる。

児童生徒等

・帰宅後は、学校の指示、地域の取り決めに従って行動する。

#### ◆学校施設の安全点検項目の具体化

点検の結果、修繕などの対応が必要な場合 は対処方法を示し、対応済みに至る経緯を 示すことが大切である。

(1)環境安全点検表·建物自主点検表

環境安全点検表(平成 年度) 異常なし→○ 異常	大あ	y→×	点柱	食日	毎月	15日	*点	検者が	整	備でき	ない	項目に	(၁	いては	防災	(部から	事	務室に	連絡	むます		
1 壁のくぎ類が体にふれやすくなっていないか	Г	5/	-	6/		7/	Г	8/	Г	9/	1	0/	1	1/		12/		1/		2/		3/
2 画鋲はしっかりセロハンテープで留められているか	Г		П																			
3 壁や天井から掲示物等が落ちやすくなっていないか	Г																				Ц	
4 カーテンの破損はないか	Г																				Ц	
5 内壁に破損はないか																					Ц	
6 黒板に異常はないか																					Ц	
7 蛍光燈に異常はないか																					Ц	
8 窓や窓ガラスがはずれやすくなっていないか																					Ц	_
9ドアに異常はないか			П														Ш				Ц	_
10 出入り口の戸がはずれやすかったり破損していないか	١.								L		Ц						Ш				Ц	_
11 床にくぎやささくれが出たり、破損したりしていないか																					Ц	
12 床がすべりやすく転倒の危険性はないか			П																		Ц	
13 机、椅子に破損はないか						-															Ц	_
14 スイッチやコンセントに異常はないか																					Ц	
15 スピーカーはこわれていないか																			Ш		Ц	_
16 棚やガラス戸棚に異常はないか											Ц						Ш		Ш		Ц	_
17 水道や蛇口に水漏れはないか	$\Box$								┖		Ц		Ц		Ш		Ш	$\Box$	Щ		Н	_
18 流しは清潔で、ゴミがつまっていないか	-								L		Ш				ш		Ц		Ш		Н	_
19 教室内に危険な物は置かれていないか	L								L		Ш		$\Box$		ш		Ш				Н	_
20 床に細かい物がちらばっていないか	L						$\perp$		┖		Ц		Ц		Щ		Ш		Ш		Н	_
21 廊下の壁にくぎ類は出ていないか	L		Ш				$\perp$		┖		Ц		Ц		ш		Ш	$\Box$	Ш		Н	_
22 廊下の床に破損はないか	L		Ш				$\perp$		┖		Ц		$\Box$		ш		Ш	$\Box$	Ш		Н	_
23 廊下がすべりやすく、転倒の危険性はないか	L		Ц				L		┖		Ц		Ц		ш		Ш		Ш		Н	_
24 廊下に通行の妨げになるような物を置いていないか									L		Ш				L		Ш				Ц	_
25 廊下の窓ガラスがはずれやすくなっていないか									L						$\vdash$		Ш				Н	_
26 防犯ブザーの破損、電池確認									L		Ц		Ц		$\vdash$		Ш				Н	_
27]教室の時刻あわせ									┖		Ш		Ц		$\vdash$		Ш				Н	_
28 上記以外の異常個所					Ш		$\vdash$		┖		Ш				⊢		ш				ш	
点検者印							┖		┖		_		_		⊢		⊢		_		$\vdash$	
防災部印	L								L												_	

建物( 年 月分) 自主点検検査チェック票( 定 期 )

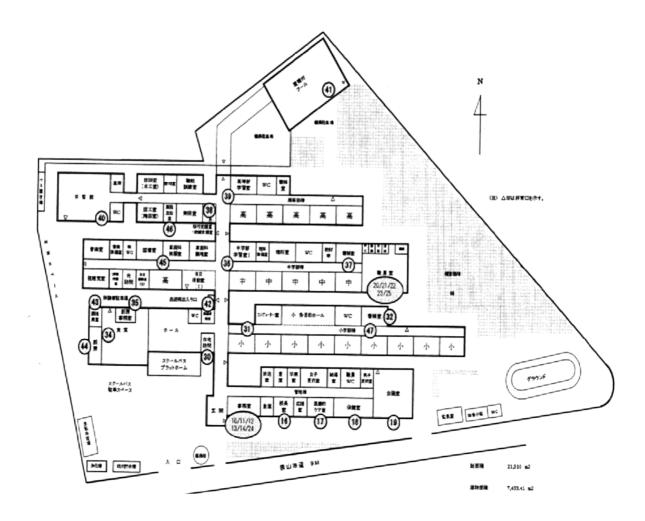
	検:	査 実 施 項 目 及 び 確 認 箇 所	検査日	結果	検査 者名
	柱,梁,壁,床	・コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。		710	
*******	天井				
建物構造等	外壁・ひさし・ パラペット	<ul> <li>・貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等がないか。</li> <li>・外壁の耐火構造等に損傷はないか。</li> </ul>		7	
7.7	窓ガラス	・窓枠・サッシ等の仕上材に剥落、落下のおそれのある弛み、 ガラス等のひび割れはないか。			
	その他	・防火区画を構成する壁,天井に損傷はないか。			
RΉ	避難的	・選挙的語の幅員が確保されているか。			
災	階段	・階段室に物品が置かれていないか。			
防火・避難施設	避難口 (出入口)	<ul><li>・扉の開放方向は避難上支障がないか。</li><li>・選難階段等に通じる出入口、屋外への出入口の幅は適切か、 又付近に支障となる物品は置いていないか。</li></ul>			
収	屋上・ベランダ	・避難に支障となる工作物や物品はないか。			
火気	ガス	<ul><li>・元栓は閉めているか。</li><li>・ガス管は老朽化してないか。</li></ul>			
火気使用設備	石油ストーブ ガスストーブ	・周りに引火物がないか。 ・安全装置は作動するか。			
$\vdash$	ガラス器具	・転倒・落下し破損・飛散しないか。			
侍	薬 品 類 医薬品類	・収納戸棚は転倒しないか。 ・混合発火を避けるため、薬品は種類別に収納されているか。			
危険物施設等		<ul><li>・自然発火防止の保護液は充分か。</li><li>・危険度の高い薬品の収納方法は万全か。</li></ul>			
鑿	食 器 類	・転倒・落下し、破損・飛散しないか。			
13	油 類	・転倒・落下し流出することはないか。			
	工作機械工作用具	・転倒・落下したりしないか。			
電気設備	電気器具・設備	<ul><li>・タコ足配線による接続はしていないか。</li><li>・コードに亀裂、老化、損傷はないか。</li><li>・許容電流の範囲内で適正に使用しているか。</li><li>・変電設備は、有資格者が定期に検査しているか。</li></ul>			
	ロッケ・整理棚	<ul><li>・倒れたり、移動したりしないか。</li></ul>			
そ	テレビ コンピュータ	・転倒、落下、移動したりしないか。			
その他	照明器具	・落下したりしないか。	1		
TE.	サッカーコ゛ール等	・転倒したりしないか。			
	ブロック塀等	・破損、転倒等しないか。			
2	チェック欄 こは,良は 不備欠陥事項は,防火	○年、不備す×年吃、即時補金で労働したときは△年を記入する。 管理者「特告すること。 ○番かわた」が保に「応じて子の占台を項目を守める。	防火管3 確認	諸	

点検の結果、修繕などの対 応が必要な場合は対処方法 を示し対応済みに至る経緯 を示しておく。 教職員⇒校長⇒教育委員会 〇年〇月〇日対応

<sup>2</sup> 不厳水経事項は、防火管理者に特許すること。 ※ その他、学校の置かれた状況に応じて予防点検項目を定める。

# 着 目 点

- ・重点点検個所の図示(電気、ガス、水道などに関わる場所)
- ・危険物、化学薬品のある部屋および、備蓄保管場所等の図示



### (2) 備品管理表

## 着目点

災害発生時に備えて、平常時から校内の備蓄品を管理しておく。

	備蓄品名	数	量	保管場所	使用期限	管理責任者	確認日
	救急医薬品						
救急救助用品	担架						
翻	三角巾						
擂	毛布						
	ロープ						
<b></b>	ハンマー						
態	バール						
諉	ハンドマイク						
安全確認·誘導用備品							
뾤							
<u> </u>							
Ι.	<i>懐中電灯</i>						
🧟	予備乾電池						
寧							
人員点呼用備品							
~							
.+							
懶報	ラジオ						
業	トランシーバ						
灅							
情報収集·通信用備							
-	消火器						
消火設備品	バケツ						
膧							
飲	飲料水						
飲料用備品	非常用食料						
備							
z-	ブルーシート						
その他	車イス						
1世	簡易トイレ						

#### ◆平常時からの備え

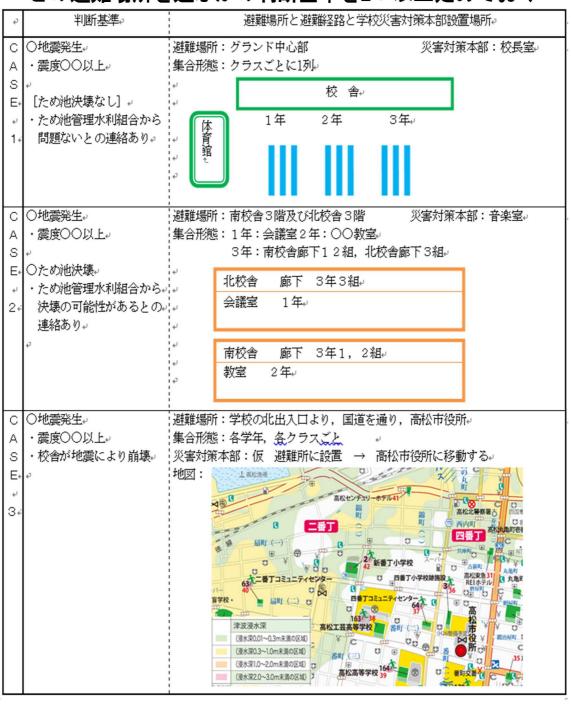
#### (1) 避難場所の選定

#### 着目点

- ・避難場所は適切か?
- ・状況によって使い分ける。

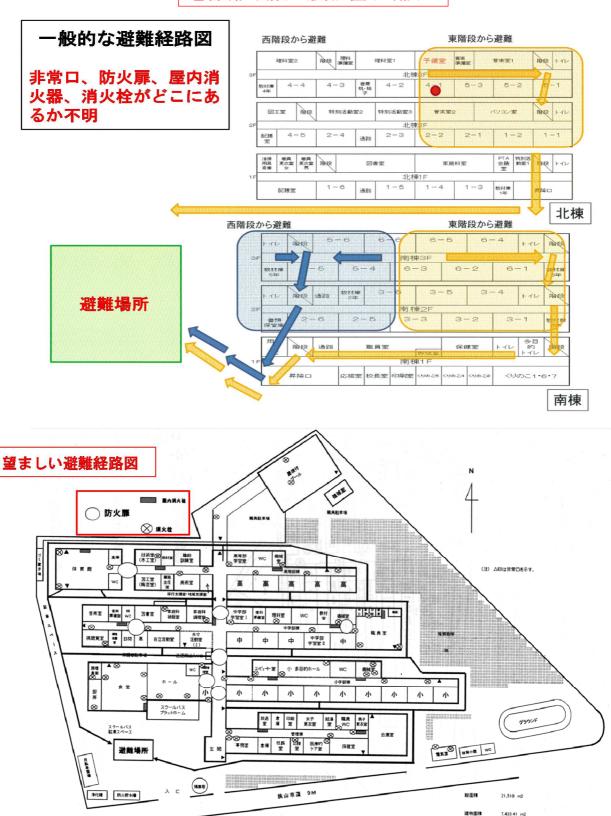
学校がため池決壊による浸水エリア にある場所は、グランドに集合させ ることが危険な場合もある。(2階 以上の教室で点呼を行う方がよい)

# 地震が発生した場合の避難場所と どの避難場所を選ぶかの判断基準を2つ以上定めておく



#### (2) 避難経路の具体化

着 目 点 避難経路の具体化(校舎配置図に明記)



#### (3) 避難場所の安全確認項目

#### 着目点

避難場所は本当に安全か 避難する前にしなければならないこと



グラウンドがいいとは限らない 教室で待機することがよい場合もある

避難場所の安全確認について・チェック項目(津波浸水エリアでないこと)

#### 体育館:

- ① コンクリートにひび割れが入っていないか
- ② 出入り口に変形はないか (ドアの開け閉めができるか)
- ③ 天井から照明器具、ブレス材の落下はないか

#### グラウンド・他:

- ① 地割れが生じていないか
- ② 倒木や電柱、照明灯柱、フェンスの支柱に傾きはないか
- ③ 液状化(グラウンドに水がわき出ていないか)していないか
- ④ 校内から別の避難場所に移動する場合、その場所と避難経路の安全確認

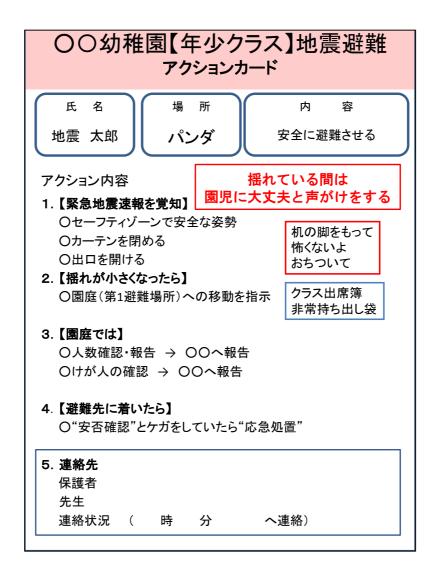
#### 着目点

まずしなければならない行動の整理

#### (4) アクションカードの作成

(校長用・学級担任用・養護教諭用・事務職員用等それぞれの内容で作成)

地震時アクションカード 学級担任								
人物	場所	役割分担						
0000	○年□組	児童生徒等の安全確保と避難誘導						
STEP 1 児童生	上徒等の安全確保	]						
・大きな声で的確な	指示「頭部の保護,机	の下への避難,机の脚を持つ,その場を動かない」						
揺れている間は園	児に大丈夫と声がけをす	する 一次避難場所						
STEP 2 児童生	上徒等の避難誘導	二次避難場所						
・落ち着いて、避難	・大きな声で的確に指示する。 ・落ち着いて、遊躍能勢事 負傷者撤送を行う。 ・児童生徒名簿等を携帯する。							
STEP 3 避難往	後の児童生徒等の安全	全確認						
・児童生徒等の安否	館をする。							
STEP 4 避難し	た後の学校の対応							
・緊急を要する児童	大津波警報・津波警報が解除になるまでは、避難場所で待機する。解除を確認してから、 ・緊急を要する児童生徒等の病院への搬送及び保護者への連絡 ・児童生徒等の心のケアに対する対処							
STEP 5 保護者	<b>皆への児童生徒等の</b>	引き渡し						
①児童生徒等は全員 ②大津波警報・津波警	無事,へ過 警報が解除になるまで,	ル、学校のホームページ、地域の有線放送等) 壁難し待機中 児童生徒等は待機させる。 。(危険は場合は無理をしないこと)						
連絡先等	) 対長 携帯番号 (	00000000 メール 00000000						
00		00000000 メール 00000000						
00	)学年主任携帯番号 (	00000000 メール 00000000						
00	)学校 電話番号 (	00000000 代表メール 00000000						



#### ◆参考資料

- 地震時における児童の引き渡しと待機について (マニュアル) 香川大学教育学部附属坂出小学校 平成25年4月
- 学校防災マニュアル (地震・津波災害等) 作成の手引き 文部科学省 2012年
- 学校防災計画作成例 徳島県教育委員会体育安全課